

令和6年能登半島地震に伴う 被災者支援一覧

被災した市民の皆さまに対する、県と市などの主な支援をまとめました。
詳しくは問合せ先にご連絡ください。

令和6年4月1日現在

区分	項目	内容	り災証明書 の要否	問合せ先	
被災者の生活確保	相総 談合	① 被災に関する困りごとの各種相談	市民課総合案内（市役所1階）にて相談を受けて、担当課へ案内	不要	市民課 ☎74-8100
	見舞金	② 災害見舞金の支給	住宅の全壊世帯に10万円、半壊世帯に5万円、一部損壊で住めない世帯に2万円	必要	福祉介護課 ☎74-8111
		③ 知事見舞金の支給	住宅の全壊世帯に10万円、半壊世帯に5万円	必要	福祉介護課 ☎74-8111
		④ 災害障害見舞金の支給	心身に重度の障害を受けた世帯の生計維持者250万円 その他の人に125万円	不要	福祉介護課 ☎74-8111
		義援金	⑤ 住家被害に対する義援金（県義援金・市義援金）	り災証明書の被害認定の程度に応じた第1回配分額 県義援金 2万円～60万円 市義援金 5,000円～10万円	必要
	生活支援	⑥ 各種補助金などの申請書作成支援	各種補助金などの申請に当たり、申請書の作成が困難な高齢者世帯などを対象に、富山県行政書士会と連携して、無料で申請書を作成	不要	地域振興課 ☎74-8013
		⑦ 被災者生活再建支援金の支給	住宅が全壊、半壊又は準半壊した世帯などに、被害の程度などに応じて10万円～300万円（1人世帯は4分の3の額） 申請期限 ・基礎支援金 令和7年1月31日(金) ・加算支援金 令和9年1月31日(日)	必要	市民課 ☎74-8010
		⑧ 高校の授業料などの免除	住宅が全壊、半壊した人の高校（県立・私立とも）の授業料などを免除	詳細はお問い合わせください。	【公立】 県立学校課 ☎076-444-3448 【私立】 県学術振興課 ☎076-444-3159
被災者の生活確保	資金貸付	⑨ 災害援護資金の貸付け	1か月以上の負傷、または住宅・家財に被害を受けた世帯主に、被害の程度などに応じて150万円～350万円	必要	福祉介護課 ☎74-8111
		⑩ 生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸し付け	被災した世帯に緊急・一時的に必要な生活費を貸し付け 限度額 原則10万円以内（特別の場合20万円以内）	不要	氷見市社会福祉協議会 ☎74-8407
		⑪ 災害復旧資金の貸し付け	勤労者またはその家族に住宅の復旧などに必要な資金を貸し付け 限度額 150万円	詳細はお問い合わせください。	北陸労働金庫の各支店
		⑫ 住宅融資	被災した住宅を対象に、(独)住宅金融支援機構の災害復興住宅融資などを適用 ※長期・固定金利、補修も対象、築年数制限なし		住宅金融支援機構 ☎0120-086-353
	災建 証明 明度 の被	⑬ り災証明書の発行手数料の免除	公的支援や保険請求などの申請手続きに必要な建物の被災の程度を証明する「り災証明書」の発行手数料を免除	—	税務課 ☎74-8045

区 分		項 目	内 容	り災証明書の要否	問合せ先	
建物などの解体・撤去	⑭	被災家屋などの公費での解体・撤去	全壊、半壊した住宅などを市が解体・撤去 申請期限 令和6年12月27日(金)	必要	環境保全課 ☎74-8082	
	⑮	危険老朽空き家等解体支援	空き家の解体・撤去費用の3分の2を補助 限度額 【危険老朽空き家】50万円 【老朽空き家(昭和56年5月31日以前に建築)】30万円	不要	移住定住推進課 ☎74-8075	
	⑯	倒壊したブロック塀の撤去・建て替え	倒壊または倒壊のおそれがあるブロック塀の撤去や建て替えに必要な経費の3分の2を補助 限度額 【撤去】10万円 【建て替え(撤去と設置)】15万円	不要	都市計画課 ☎74-8079	
	⑰	地域がれき等撤去等支援	地域で実施する、がれきなどの撤去や災害ごみの仮置場などまでの運搬などの経費の10分の9を補助 限度額 300万円	不要	地域振興課 ☎74-8013	
	災害ごみ	⑱	災害ごみの仮置場での受け入れ	公費解体等に向けて、ふれあいの森第2駐車場の仮置場を拡張中のため、現在受け入れ休止中。再開は4月下旬の予定	不要	環境保全課 ☎74-8082
		⑲	災害ごみの処理手数料の免除	次の施設で受け入れ可能な災害ごみの処理手数料を免除して無料 【燃やせるごみ】高岡広域エコ・クリーンセンター氷見市受付所 (上田子119 ☎91-0205) 受付時間 平日 13:00 ~ 16:00 【燃やせないごみ】不燃物処理センター (床鍋28 ☎76-1153) 受付時間 平日 9:00 ~ 15:00 ※見内側(市道三尾見内線)から通行してください。	不要	環境保全課 ☎74-8082
	被災者の生活確保	住宅の確保	⑳	応急住宅の提供	住宅が全壊、半壊した人などに市営住宅や民間賃貸住宅を借り上げて提供。家賃や敷金、共益費は免除。光熱水費は自己負担 提供期間・市営住宅：入居日から半年間 ・民間賃貸住宅：入居日から2年間	不要
㉑			県営住宅の一次提供	住宅が全壊、半壊した人に県営住宅を6か月間提供。家賃、敷金は免除。共益費、光熱水費は自己負担	詳細はお問い合わせください。	県建築住宅課 ☎076-444-3358
㉒			住宅の部分修理	住宅が準半壊以上の被害を受け、屋根や窓、トイレ、浴槽など、生活に不可欠な部分の応急修理を市が業者と契約して実施(全壊の場合でも、修理により居住できる場合は対象) 限度額 【全壊・半壊】70万6,000円 【準半壊】34万3,000円	必要	都市計画課 ☎74-8078
㉓			合併処理浄化槽の修理費用補助	被災し住宅に設置されている合併処理浄化槽が故障した場合、その浄化槽本体の修理費用を補助 【補助上限】50万円 【補助率】3分の2 【申請期限】7月8日	不要	上下水道課 ☎74-8207
地域インフラ復旧支援		㉔	地域コミュニティセンター復旧支援	被災した地域コミュニティセンターの復旧経費の10分の9を補助 限度額 300万円	不要	地域振興課 ☎74-8013
	㉕	地域生活基盤整備支援	国などの災害復旧事業や単独災害復旧事業の対象外となる道路や河川などを地域で復旧する経費の10分の9を補助 限度額 300万円	不要	地域振興課 ☎74-8013	

区分	項目	内容	り災証明書の要否	問合せ先
中小企業への支援	②⑥ 事業所向けの災害に関する相談窓口	補助金や融資の申請などについて相談を受け付け	不要	氷見商工会議所 中小企業相談所 ☎74-1200
	②⑦ 被災届出証明書の発行	事務所や店舗、倉庫、営業車両、機械設備などについて、被災者から市に届け出されたことを証明	—	商工振興課 ☎74-8105
	②⑧ 小規模事業者持続化補助金「災害支援枠」	小規模事業者が商工会議所の助言を受けながら事業の再建に向けた計画を事業者自らが作成し、作成した計画に基づいて行う販路開拓などの取り組みにかかる費用を補助 【補助上限額】 直接被害（建物、機械設備、在庫品など）200万円 間接被害（売上減少）100万円 【補助率】 3分の2	詳細はお問い合わせください。	氷見商工会議所 中小企業相談所 ☎74-1200
	②⑨ なりわい再建支援補助金	中小企業者などの施設または設備で、損壊や使用困難になったものの復旧・整備に要する経費を補助 【補助上限額】 3億円 【補助率】 4分の3以内		県地域産業支援課 ☎076-444-3249
	③⑩ 令和6年能登半島地震災害マル経（小規模事業者経営改善資金）	復旧により必要とする設備資金、運転資金を貸付 限度額 1,000万円		氷見商工会議所 中小企業相談所 ☎74-1200
	③⑪ 震災対策特別融資	被害を受けた中小企業者に設備、運転資金を融資 限度額 1億円		県地域産業支援課 ☎076-444-3248
	③⑫ 災害貸付	被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金および設備資金を貸付 限度額 3,000万円（各融資制度に上乘せ）		日本政策金融公庫 高岡支店 ☎0570-045028
	③⑬ 小規模企業共済特別災害時貸付	所有する事業資産が直接被害に遭った契約者に対する事業資金等を貸付 借入額 50～2,000万円 （掛け金納付月数に応じて掛け金の7割～9割）		中小企業基盤整備機構 共催事業グループ 小規模共済融資課 ☎03-3433-8811
	③⑭ 労働保険料などの申告・納期限などの延長	事業主などについて令和6年1月1日以降の労働保険料などの申告・納期限などを延長		富山労働局 労働保険徴収室 ☎076-432-2714
	③⑮ 雇用調整助成金の特例措置	雇用調整助成金の受給に係る要件の緩和		雇用調整助成金コールセンター ☎0120-603-999
援 農林水産業者への支	③⑯ 農業経営安定資金（農協関係資金）の貸し付け	農業経営の安定のために必要な資金を貸し付け 限度額 1,000万円		県農業経営課 ☎076-444-3273
	③⑰ 漁業近代化資金【設備資金】の貸し付け	漁業を営む個人・法人、漁協、水産加工業を営む個人・法人、水産加工業協同組合などに漁船建造資金や漁具購入資金などの設備資金を貸し付け 限度額 1,800万円～3億6,000万円（漁協などは12億円）		県水産漁港課 ☎076-444-3291

区分	項目	内容	り災証明書 の要否	問合せ先
市税の 減免など	③⑧ 固定資産税の減免	家屋などが半壊以上の被害を受けた人の固定資産税を損壊の程度に応じて減免	必要	税務課 ☎74-8045
	③⑨ 市民税（個人）の減免	住宅が中規模半壊以上の被害を受けた人の市民税（個人）を減免	必要	税務課 ☎74-8043
	④⑩ 国民健康保険税の減免	住宅が半壊以上の被害を受けた世帯の国民健康保険税を減免	必要	税務課 ☎74-8043
	④⑪ 納税（徴収）猶予	被災して市税の納付が困難な場合に納付（徴収）を猶予	必要	税務課 ☎74-8041
	④⑫ 介護保険料の減免・納付（徴収）猶予	住宅が全壊、半壊し、納付が困難な第1号被保険者の介護保険料を減免または納付（徴収）を猶予	必要	福祉介護課 ☎74-8066
	④⑬ 介護保険利用料の免除	住宅が全壊、半壊したなどの場合に介護保険利用料を免除 免除期間 令和6年9月末まで	必要	福祉介護課 ☎74-8066
	④⑭ 保育料の減免	住宅が著しい損害（世帯の総所得の40%以上の額）を受けた世帯の保育料を減免 （申請期限 令和7年3月31日(月)まで）	必要	子育て支援課 ☎74-8116
	④⑮ 国民健康保険一部負担金の免除	住宅が全壊、半壊したなどの場合に一部負担金を免除 免除期間 令和6年9月末まで	不要	市民課 ☎74-8061
	④⑯ 後期高齢者医療保険料の減免・納付（徴収）猶予	住宅が全壊、半壊したなどの場合に保険料を減免または納付（徴収）を猶予 （申請期限 令和7年3月31日(月)まで）	必要	市民課 ☎74-8061
	④⑰ 後期高齢者医療保険一部負担金の免除	住宅が全壊、半壊したなどの場合に一部負担金を免除 免除期間 令和6年9月末まで	不要	市民課 ☎74-8061
	④⑱ 国民年金保険料の納付免除	住宅、家財、その他財産についておおむね2分の1以上の損害を受けた場合に保険料の納付免除	必要	市民課 ☎74-8061
	④⑲ 個人事業税の減免	個人事業主が事業用資産や住宅、家財に損害を受けた場合に減免	詳細は お問い合わせ ください。	総合県税事務所 ☎076-444-4506
	⑤⑰ 不動産取得税の減免	災害で使用できなくなった不動産に代わる不動産を取得した場合に減免		総合県税事務所 ☎076-444-4505
	⑤⑱ 自動車税種別割の減免	災害で自動車被害を受け、修繕費を支出した場合に減免		総合県税事務所 （自動車税センター） ☎076-424-9211
	⑤⑲ 自動車税環境性能割の減免	災害で自動車使用できなくなり、代替りの自動車を取得した場合に減免		
⑤⑳ 国税の申告・納付などの期限の延長	国税に関する申告、申請、納付などの期限延長	国税庁 （高岡税務署） ☎21-2501		